

令和 8 年 10 月 8 日
島根県健康福祉部障がい福祉課
担当：来原・長岡
電話：0852-22-6256
FAX：0852-22-6687
E-mail: syougai@pref.shimane.lg.jp

特別児童扶養手当の誤支給について

このたび特別児童扶養手当について、県の認定誤りにより手当受給者に過大又は過少に手当額が国より支給されていたことが判明いたしました。

関係の皆様には、多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

県が認定を行った、特別児童扶養手当の受給者 2 名について、手当の支給額を決定する障がい程度を踏まえた等級の判定を誤り、令和 6 年 8 月分から令和 8 年 7 月分までの手当について、本来支給すべき手当額が誤って支給されていた。

【参考：特別児童扶養手当について】

(1) 目的

精神又は身体に障がいをもつ児童について、特別児童扶養手当を支給することにより、その児童の福祉の増進を図ることを目的とする

(2) 支給月額（令和 8 年 4 月～）

1 級 58,450 円／月

2 級 38,930 円／月

※全国消費者物価指数の変動に応じて手当額が改定される

2 事案が判明した経緯

令和 8 年 8 月に、受給者より手当の受給を継続するための再認定申請書の提出があり、認定事務を行う中で疑義が生じたため、過去の認定状況を確認したところ、障がいの程度を確認するために必要な診断書を 3 者の間で取り違えて認定していたことが判明した。判明した内容は次のとおり。

	正しい認定	令和 6 年 8 月の認定時
A 氏	2 級	1 級（B 氏の診断書を基に認定）
B 氏	1 級	2 級（C 氏の診断書を基に認定）
C 氏	2 級	2 級（A 氏の診断書を基に認定）

また、現存する全ての認定書類を確認し、同様の誤りはなかったことを確認した。

3 影響額

- (1) 過大に支給されていた額（A氏） 453,640円
- (2) 過少に支給されていた額（B氏） 453,640円

該当月	手当額（月額）			月数	影響額
	1 級	2 級	差額		
令和6年8月～令和7年3月	55,350	36,860	18,490	8	147,920
令和7年4月～令和8年3月	56,800	37,830	18,970	12	227,640
令和8年4月～令和8年7月	58,450	38,930	19,520	4	78,080
			合計	24	453,640

4 発生原因

手当を認定する際に、県が作成する対象者の氏名を記載した書類に他者の診断書を取り違えて添付しており、その添付誤りを防止するためのチェック体制等も確立されていなかった。

5 関係者への対応

- (1) 過少支給の方（B氏）へは、令和8年9月25日に訪問し、謝罪のうえで令和8年10月9日に追加の手当支給を行う旨説明
- (2) 過大支給の方（A氏）へも、同日に訪問し、謝罪のうえ返還を依頼

6 再発防止策

- (1) 県作成書類及び相手方の提出書類の突合の徹底
- (2) 決裁におけるチェックすべき項目表を作成し、決裁を行う全ての者が確認を行うよう徹底